

## 守口市の療育についての提言書（案）

平成29年3月

守口市子ども・子育て会議



## 1 はじめに

平成 27 年 4 月にスタートした子ども・子育て支援新制度では、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指すため、市の役割の一つとして子どもとその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、良質かつ適切な教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を円滑に利用するための必要な援助を行うことが求められています。

そこで、守口市では、子ども・子育て支援法の規定に基づき、質の高い就学前の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図るため、平成 27 年 3 月に「守口市子ども・子育て支援事業計画（以下、「支援事業計画」という。）」を策定しました。

支援事業計画の基本的な考え方では、一人ひとりの子どもが、かけがいのない個性ある存在として認められ、生きている喜びや充実感が得られるよう子どもの視点に立った取組みを推進しています。また、障がいのある子どもの豊かな育ちと学びを支える体制を確保するとともに、教育・保育において特別な支援や配慮を必要とする子どもについては、早期の発見と対策を通じて、一人ひとりの成長を支える取組みを推進しています。

そのような状況の中、守口市では、平成 27 年 11 月に「守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画（以下、「再編整備計画」という。）」を策定し、公立施設にあっては施設数の集約化を図りつつ、認定こども園の移行にあわせて教育・保育の充実を図ることとされています。再編整備計画では、今後の取組みの方向性として、就学前の教育・保育サービスは、民間事業者からの提供を基本とすることや、市立幼稚園と市立保育所は、集約化して認定こども園とすることが掲げられています。また、市立施設の役割として、特別な支援が必要な子どものセーフティーネットとしての役割や、療育に関して専門的な知識、経験を有する職員の配置や巡回指導のさらなる充実を図り、保育士や幼稚園教諭、保育教諭（以下、「保育教諭等」という。）の研修等を通じてスキルアップに努めることなどの記載があります。しかし、近年、療育を必要とする子どもが増加傾向にあるなか、市立施設がセーフティーネットの役割を果たすだけでなく、民間施設においても障がいのある子どもを受入れ、守口市全体で療育支援を行っていくことが必要です。

そこで、守口市子ども・子育て会議は、専門的な検討を行う部会として「保育・療育検討部会」を設置し、守口市における療育支援の現状と課題を整理し、今後の守口市が実施する支援の方向性などについて、検討を重ねた結果、一定の考えをまとめるに至りましたので、守口市に対し、提言いたします。

## 2 療育支援の現状と課題

子どもの成長・発達に不安を抱えた保護者にとっては、わが子の特性を理解するまでに多くの時間が必要であり、その特性をありのままに受け入れることは容易なことではありません。しかし、乳幼児期の障がいについては、早期に発見し、早期に療育を開始することにより、成長を促し、その特性にあった支援を行うことで、本人はもちろん、家族など周囲の関係者にとっても、それぞれのその後の人生を、希望をもち、前向きに進んでいけるものへと大きく転換させることができると考えます。

現在、守口市では、障がいのある子どもへの支援施策として、保健センターで実施している乳幼児の健康診査を始め、児童発達支援センターであるわかくさ・わかすぎ園での療育訓練や障害相談支援、保育所や幼稚園、認定こども園等（以下、「認定こども園等」という。）に通園する子どもを対象とした「保育所等訪問支援事業」など各担当部署において、さまざまな取組みを実施しています。各取組みにおいては一定の効果は出ているものの、障がいのある子どもの保護者や子どもの受入れを行う認定こども園等の関係者の声を聞くと、子どもの状況に応じた適切な療育支援を実施するには、未だ課題が多い状況であると考えます。そこで、守口市における療育支援の現状を踏まえ、下記に6つの課題を挙げています。

### ① 認定こども園等における障がいのある子どもの受入れへの支援

現在、市内にある認定こども園等に在籍する障がいのある子どもへの支援については、保育教諭等の加配職員を配置するなどして支援を行っているところだが、障がいについての診断書の有無や障がいの程度に応じた適切な療育を実施するためには、保育教諭不足や専門的な指導・支援の充実という点で課題が多い。特に加配職員の配置等、支援を行うにあたって必要な経費に対して大阪府や市から補助を行っているが、法人や認定こども園の類型、1号・2号・3号認定子どもの種別によって補助内容に違いがある状態である。各施設の受入れ状況を踏まえ、適切な支援を実施出来る人的体制を確保できるよう検討する必要がある。

### ② 保育教諭等に対する研修等の実施

障がいのある子どもにかかわる全ての大人は、人的環境として重要な立場にある。特に支援の鍵を握る直接の担当者の能力によって、その後の子どもの適応が大きく変わってくる。現在、守口市や私立施設では各々で特別支援教育・保育にかかる研修を実施し、保育教諭等の能力向上を図っている。しかし、守口市が実施する研修については、公立・私立施設に勤務する保育教諭等を対象としているものの、研修の周知不足や開催時間が日中の業務時間中であることから、私立施設に勤務する保育教諭等の受講者が少ないのが現状である。守口市と私立施設が丸一となつて、守

口市内の認定こども園等における特別支援教育・保育を充実させていくためには公立・私立施設にとらわれず保育教諭等への研修を行い、能力向上を図ることが重要である。

### ③ 障がいへの保護者の理解や障がいのある子どもの保護者への支援

現在、障がいのある子どもを早期に発見し、その後の療育に繋げていくために乳幼児の健康診査等を実施しているところであるが、障がいのある子どもの保護者にとって、障がいがあることを受け止め、育てていくことは大きな葛藤であり、並大抵のことではない。そのため、健康診査等で指摘されても保護者の障がいへの受容が不十分なため相談に行かない場合や、保護者自身が気づいていないため専門機関へ相談を勧めたくても施設等も伝えにくい状況で、親からの積極的な相談がない場合などは、その後の療育に繋がらないことがある。障がいへの早期の気づきと早期の療育は非常に重要なことを保護者自身が理解できる環境が必要である。

また、守口市では、利用者支援事業として子ども及びその保護者の相談に応じ、必要な情報の提供及びその助言を行うための専用電話窓口を開設しているが、現在の利用者数は少ないのが現状である。利用者が子どもの様子や状況などについて相談することができる窓口を子育て家庭等へ周知する必要がある。

### ④ 児童発達支援センター(わかくさ・わかすぎ園)での支援の充実

現在、わかくさ・わかすぎ園は、65名の通所支援クラスと15名の個別専門療育クラスがあり、通園で利用する子どもやその家族の支援だけでなく、地域の子どもやその家族を対象とした支援、また、認定こども園等に通っている障がいのある子どもへの支援として「保育所等訪問支援事業」を行っている。

しかし、わかくさ・わかすぎ園の入所定員には限りがあるため、新たに障がいのある子どもを受入れることにより、わかくさ・わかすぎ園を途中で退園し認定こども園等に入園した子どもが引き続きわかくさ・わかすぎ園での療育を並行通園で受けることが出来ないなど、療育を必要とする子どもの利用実態に即したサービスが提供されておらず、その結果、支援の空白や支援の流れが途切れてしまうことがある。このため、利用者のニーズに合わせてわかくさ・わかすぎ園での療育支援を充実させていくことが必要である。

### ⑤ 認定こども園等で療育を行う際の専門的な知識を持つ職員からの指導

認定こども園等で療育を行う際、専門的な知識を持つ職員からの指導は重要である。現在、守口市では、巡回保育や巡回相談などを実施し、各施設での障がいのある子どもへの療育・保育方法を指導しているところだが、対象施設数と比較して巡回保育等の実施回数に限りがあることから、各施設に年に数回程度しか訪問ができていないの

が実情である。認定こども園等において、子どもの成長に合わせた療育を実施するためには、巡回保育等の訪問回数を増やすなどの対応が求められる。また、障がいの種類についても年々多様化しており、認定こども園等において、保護者のニーズを踏まえた専門的な療育を実施していくためには、より専門的な職員から指導を受けることが重要である。

#### ⑥ 卒園・入学等のステージ移行時における切れ目のない支援

現在、各施設においては個別の支援計画等を作成し障がいのある子どもの療育を実施している。卒園・入学等の際には、次のステージとなる施設に子どもの状況を引き継ぐこととなるが、ステージが変わるたびに、施設に対して子どもの保護者が障がいの状態や支援の内容を繰り返し説明するなど、保護者にとって大変な負担となっている。

小学校や中学校での学校生活を送るためには、認定こども園等から小学校へ、小学校から中学校へ、子どもの実態や支援の必要性、各ステージで設定した具体的な支援目標や内容など、乳幼児期からの蓄積された情報を確実に共有できるようにすることが大事である。現在、各施設においては個別の支援計画等を作成し障がいのある子どもの療育を実施しているが、卒園や入学の際に各支援機関が子どもの状況や実施してきた支援内容を共有し、次のステージに確実に引き継いでいくことで乳幼児期から青年期まで一貫した支援を行うことができる体制づくりが求められる。

### 3 提言

#### ① 障がい児保育に関する私立認定こども園等への支援

私立認定こども園・小規模保育事業等で障がいのある子どもの受入れを行う場合、現在、市が行っている補助制度について、法人や認定こども園の類型、1号・2号・3号認定子どもの種別に関係なく、障がいのある子どもに対して必要な支援を等しく行うことが出来るような人的体制・物的条件の整備のための補助制度となるよう検討されたい。その際、子どもの障がいの程度に応じて、補助内容に加算を加えるなど、インクルーシブ教育・保育を行ううえで必要となる加算内容も踏まえること。なお、障がいの診断書の有無に関わらず、必要な支援ができるような制度となるよう柔軟に取り組みたい。

#### ② 障がい児保育に関する研修等の充実による保育教諭等のスキルアップ

認定こども園等における特別支援教育・保育を充実させるためには、公立・私立施設に勤務する保育教諭等が障がい児保育の専門家による研修等に参加し、知識や能力、技術の向上を図ることは重要な要素である。

従来までの研修に加え、公立施設・私立施設にかかわらず守口市内の認定こども園等における日々の保育・教育の質を高めることができるよう、守口市が主体となって、保育教諭等の知識や能力、技術を向上させるための専門的な研修を質的・量的に拡充されたい。また、研修等を開催する際には、研修内容や受講すべき対象職員等を示すとともに、公立施設・私立施設に勤務する保育教諭等が参加しやすい時間帯の開催に努めるなど本来の業務に支障がないよう配慮をされたい。

#### ③ 保護者理解と保護者支援について

保護者が子どもの成長・発達について学ぶことができる場を提供し、わが子の日々の成長を見守りながら、不安感を相談・解消できるような体制を検討されたい。

具体的には、現在、守口市が実施している乳幼児の健康診査や認定こども園等での保護者が参加する行事等の際に、子どもの成長段階に応じた発達の話をする場を設けるなど、子どもの発達の状況について、わが子と照らし合わせながら学ぶことができる場を提供する。

また、守口市が実施している利用者支援事業についても、日常の子育てにおける何気ない疑問や、認定こども園等の職員や周りの人に相談しづらい内容などについて、気軽に相談できる窓口があることを広報等を通じて子育て家庭等に積極的に周知を行う。さらに、担当する職員については、必要な研修等を受講させるなど知識や能力の向上に努め、保護者等の立場に立って最適な支援を行い、相談内容に応じて福祉・教育・保健・医療等の関係部署に繋ぐ橋渡しの役割を担っていく必要がある。

#### ④ わかくさ・わかすぎ園での療育支援の充実

守口市における障がいのある子どもの療育・相談支援の拠点施設として、療育支援を希望する保護者のニーズに応えることができるよう定員に対する考え方を見直すなど療育支援の量的拡大を図りたい。

また、作業療法士や理学療法士、言語聴覚士、臨床心理士、公認心理師等の療育支援の専門職員等（以下、「専門職員等」という。）による多種多様な療育支援を実施するなど質的拡充も図りたい。

さらに、受給者証の支給日数についても、各関係機関と連携を図りながら検討を行うこと。また、わかくさ・わかすぎ園を利用する保護者の利用者負担軽減も図りたい。

#### ⑤ 認定こども園等への療育に関する専門職員等の派遣

東部・中部・南部のエリア毎で障がいのある子どもが在園している認定こども園等に専門職員等を派遣し、施設や保護者が求める療育、日常の保育を実施出来るよう、認定こども園等への巡回保育の充実を図りたい。

また、障がいの診断の有無に関わらず様々な子どもを対象としたクラス運営や療育についても支援を図るとともに、施設での支援が困難なケースについては、わかくさ・わかすぎ園や他の専門機関と連携し、より専門的で多様な支援ができるような体制を検討されたい。

#### ⑥ 障がいのある子ども一人ひとりに対する一貫性のある支援計画の作成

現在、守口市では各施設で支援計画を作成し、その計画に沿って療育を実施しているが、他市では、障がいのある子どもに複数の支援機関が関わっている場合などに、保護者に負担をかけず、効率的に施設間で情報を共有することができるよう、その子どもが各施設で受けてきた支援の内容等をまとめた記録シートを作成している。子どもの様々な情報を共有することで、各支援機関が共通の目的や方向を目指して、迅速かつ切れ目のない一貫した支援が出来ることを目的としている。

守口市でも、各施設が作成する支援計画のほかに、卒園や入学に関わらず、各施設間で情報の共有ができ、子どもやその保護者に対する迅速で切れ目のない一貫した支援を行うことができる体制を早急に検討されたい。なお、福祉・教育・保健・医療等、障がいに携わる関係部署間の情報の共有は不可欠だが、その際には、個人情報保護に関する法律に基づき、個人情報の取り扱いについて留意し、セキュリティー保護等を十分行ったうえでより円滑に情報の共有が図れるような条件整備を行うとともに、情報共有のための具体的な方法やツールを工夫し、情報連携・情報共有が一層図れるような体制を構築されたい。

## 参考

### 1 守口市保育・療育検討部会検討経過

- 第1回 平成28年7月14日 守口市生涯学習情報センター ムーブ21 3階研修室
- 第2回 平成28年8月23日 守口市中央コミュニティセンター 4階第3会議室
- 第3回 平成28年11月4日 守口市中央コミュニティセンター 5階大ホール
- 第4回 平成28年12月15日 守口市役所 1階市民会議室103・104
- 第5回 平成29年1月20日 守口市役所 1階市民会議室105
- 第6回 平成29年2月13日 守口市役所 1階市民会議室106

### 2 守口市子ども・子育て会議 委員名簿

会長	黒川 清
副会長	多井中 慶司
委員	里見 恵子
委員	萩原 朋子
委員	房岡 徹
委員	森園 泰子
委員	立津 信夫
委員	河田 英子
委員	西山 梢
委員	上野 育子
委員	東 悦子
委員	下江 弘子
委員	高橋 恵美子
委員	山本 大介
委員	正木 敬二
委員	森本 教恵
委員	郡司 弘子